

長建協発第348号
平成27年10月27日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技能労働者への適切な賃金水準の確保に向けた取組について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価の対象となっている国土交通省直轄工場の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請しているところであります。

つきましては、標記について全建より周知依頼がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、本ポスターは、下記の国土交通省ホームページよりダウンロードすることができますことを申し添えます。

記

国土交通省ホームページ：

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html